

令和7年度 自己点検シート

(介護報酬編)

((介護予防)小規模多機能型居宅介護)

事業所番号： 33

事業所名：

点検年月日： 令和 年 月 日()

点検担当者：

※「届出状況」の欄には、当該加算における市への体制届の提出の有無について記入してください。

※「算定状況」の欄には、前年度の4月1日以降における当該加算の算定の有無について記入してください。

各種加算等自己点検シート

届出状況	算定状況	点検項目	点検事項	点検結果	備考
	☐ 有 ☐ 無	同一建物に居住する利用者	当該事業所と構造上又は外形上、一体的な建築物(養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅に限る。)からの利用者	☐ 該当	
			月途中から小規模多機能型居宅介護事業所と同一建物に転居した場合又は月途中から小規模多機能型居宅介護事業所と同一建物から同一建物でない建物に転居した場合、居住していた期間に応じた単位数を算定	☐ 該当	
☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	短期利用型居宅介護費	利用者の状態や利用者の家族等の事情により、居宅介護支援事業所の介護支援専門員が、緊急に利用することを認めた場合	☐ 該当	
			小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員が、当該小規模多機能型居宅介護事業所の登録者に対する小規模多機能型居宅介護の提供に支障がないと認めた場合	☐ 該当	
			あらかじめ7日以内(利用者の日常生活上の世話をを行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は14日以内)の利用期間	☐ 該当	
			サービス提供が過少である場合の減算を受けていない	☐ 該当	
☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	身体拘束廃止未実施減算	身体的拘束等を行う場合の記録を行っていない	☐ 該当	
			身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催していない。	☐ 該当	
			身体的拘束等の適正化のための指針を整備していない	☐ 該当	
			介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施していない	☐ 該当	
☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	高齢者虐待防止措置未実施減算	高齢者虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催していない	☐ 該当	
			高齢者虐待防止のための指針を整備していない	☐ 該当	
			高齢者虐待防止のための研修を定期的実施していない	☐ 該当	
			高齢者虐待防止措置を適正に実施するための担当者を置いていない	☐ 該当	

各種加算等自己点検シート

届出状況	算定状況	点検項目	点検事項	点検結果	備考
☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	業務継続計画未策定減算	感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービス提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定していない	☐ 該当	
			上記計画に従い必要な措置を講じていない	☐ 該当	
	☐ 有 ☐ 無	サービス提供が過小である場合の減算	登録者(短期利用居宅介護費を算定している者を除く)一人当たりの平均提供回数、週4回に満たない場合	☐ 該当	
	☐ 有 ☐ 無	特別地域小規模多機能型居宅介護加算	厚生労働大臣が定める地域に事業所が所在	☐ 該当	
	☐ 有 ☐ 無	中山間地域等における小規模事業所加算	厚生労働大臣が定める地域に事業所が所在	☐ 該当	※令和7年4月1日時点で倉敷市内に対象地域なし
			利用者又は家族の同意	☐ あり	
	☐ 有 ☐ 無	中山間地域等に居住する者へのサービス提供を実施した場合の加算	厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域に利用者が居住	☐ 該当	※令和7年4月1日時点で倉敷市内に対象地域なし
			通常の事業実施地域を越えてサービスを提供	☐ 該当	
			交通費の支払いを受けていない	☐ なし	
	☐ 有 ☐ 無	初期加算	小規模多機能型居宅介護事業所に登録した日から起算して30日以内	☐ 該当	※加算算定における登録日とは、利用契約を結んだ日ではなく、通い等のいずれかのサービスを実際に利用開始した日とする。
			30日を超える病院又は診療所への入院後に小規模多機能型居宅介護事業所の利用を再開した場合、再開日から起算して30日以内	☐ 該当	
☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	認知症加算(Ⅰ)	認知症介護に係る専門的な研修の修了者を以下のとおり配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施している。 ア 認知症日常生活自立度Ⅲ以上の者が20名未満の場合 1以上 イ 認知症日常生活自立度Ⅲ以上の者が20名以上の場合 1に対象者の数が19を超えて10又はその端数を増すごとに1を加えた数以上	☐ 該当	
			認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に開催している。	☐ 該当	

各種加算等自己点検シート

届出状況	算定状況	点検項目	点検事項	点検結果	備考
☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	認知症加算(Ⅰ)【続き】	認知症介護の指導に係る専門的な研修の修了者を1名以上配置し、事業所全体の認知症ケアの指導等を実施している。	☐ 該当	
			介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、計画に従い、研修(外部研修を含む。)を実施又は実施を予定している。	☐ 該当	
☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	認知症加算(Ⅱ)	認知症介護に係る専門的な研修の修了者を以下のとおり配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施している。 ア 認知症日常生活自立度Ⅲ以上の者が20名未満の場合 1以上 イ 認知症日常生活自立度Ⅲ以上の者が20名以上の場合 1に対象者の数が19を超えて10又はその端数を増すごとに1を加えた数以上	☐ 該当	
			認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に開催している。	☐ 該当	
	☐ 有 ☐ 無	認知症加算(Ⅲ)	認知症日常生活自立度Ⅲ以上の者	☐ 該当	
	☐ 有 ☐ 無	認知症加算(Ⅳ)	要介護2であって、認知症日常生活自立度Ⅱの者	☐ 該当	
	☐ 有 ☐ 無	認知症行動・心理症状緊急対応加算	短期利用型居宅介護費を算定している	☐ 該当	
			医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に小規模多機能型居宅介護の利用が適当であると判断した者	☐ 該当	
			医師が、緊急に小規模多機能型居宅介護の利用が適当であると判断した当該日又はその次の日から利用を開始している	☐ 該当	
			利用者への説明、同意	☐ あり	

各種加算等自己点検シート

届出状況	算定状況	点検項目	点検事項	点検結果	備考
		認知症行動・心理症状緊急対応加算【続き】	次に掲げる者が、直接、短期利用を開始した場合は算定できない ア 病院又は診療所に入院中の者 イ 介護保険施設又は地域密着型介護老人福祉施設に入院中または入所中の者 ウ グループホーム（短期利用を含む）、（地域密着型）特定施設入居者生活介護（短期利用を含む）、短期入所生活介護、短期入所療養介護を利用中の者	☐ なし	
			介護サービス計画書に次に掲げる情報を記録している ア 判断を行った医師の氏名 イ 医師が判断を行った日付 ウ 利用開始に当たっての留意事項等	☐ 該当	
☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	若年性認知症利用者受入加算	若年性認知症利用者ごとに個別に担当者を定めている	☐ 該当	
			利用者に応じた適切なサービス提供している	☐ 該当	
			認知症加算を算定していない	☐ 該当	
☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	看護職員配置加算（Ⅰ）	専従の常勤看護師を1名以上配置している	☐ 該当	
			定員超過利用、人員基準欠如に該当していない	☐ 該当	
☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	看護職員配置加算（Ⅱ）	専従の常勤准看護師を1名以上配置している	☐ 該当	
			定員超過利用、人員基準欠如に該当していない	☐ 該当	
☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	看護職員配置加算（Ⅲ）	看護職員を常勤換算方法で1名以上配置している	☐ 該当	
			定員超過利用、人員基準欠如に該当していない	☐ 該当	
☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	看取り連携体制加算	医師が医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した者	☐ 該当	
			看護職員配置加算（Ⅰ）を算定している	☐ 該当	
			看護師との24時間連絡体制が確保されている	☐ 該当	
			看取り期における対応方針を定め、利用開始の際に、登録者又はその家族等に対して、説明し同意を得ている	☐ 該当	

各種加算等自己点検シート

届出状況	算定状況	点検項目	点検事項	点検結果	備考
☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	看取り連携体制加算【続き】	「看取り期における対応方針」において次の事項を含んでいるか。 ア 看取り期における対応方針に関する考え方 イ 医師や医療機関との連携体制（夜間及び緊急時の対応を含む。） ウ 登録者等との話し合いにおける同意、意思確認及び情報提供の方法 エ 登録者等への情報提供に供する資料及び同意書等の様式 オ その他職員の具体的対応等	☐ 該当	
			死亡日を含めて30日を上限として、1日につき64単位を死亡月に加算	☐ 該当	
☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	訪問体制強化加算	訪問サービスを行っている常勤の従業者を2名以上配置	☐ 該当	
			同一建物居住者以外の登録者に対して行う訪問サービスが、1月当たり延べ200回以上である	☐ 該当	
			前月末日時点での登録者の総数のうち同一建物居住者以外の占める割合が100分の50以上である	☐ 該当	
☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	総合マネジメント体制強化加算（Ⅰ）	利用者の心身の状況・その家族を取り巻く環境の変化に応じ、随時、介護支援専門員、准看護師、看護師、介護職員その他の関係者が共同し、小規模多機能型居宅介護計画の見直しを行っている	☐ 該当	
			利用者の地域における多様な活動が確保されるよう、日常的に地域住民と交流を図り、利用者の状態に応じて、地域の行事や活動等に積極的に参加している	☐ 該当	
			日常的に利用者に関わりのある地域住民等の相談に対応する体制を確保している。	☐ 該当	
			必要に応じて、介護給付費等対象サービス以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等が包括的に提供されるよう居宅サービス計画を作成している。	☐ 該当	

各種加算等自己点検シート

届出状況	算定状況	点検項目	点検事項	点検結果	備考
		総合マネジメント体制強化加算(Ⅰ)【続き】	次に掲げる(1)～(4)のいずれかに適合	☐ 該当	
			(1) 地域住民等との連携により、地域資源を効果的に活用し、利用者の状態に応じた支援を行っている。	☐ 該当	
			(2) 障がい福祉サービス事業所、児童福祉施設等と協働し、地域において世代間の交流の場の拠点となっている。	☐ 該当	
			(3) 地域住民や他事業所等と共同で事例検討会や研修会等を実施している。	☐ 該当	
			(4) 市町村が実施する通いの場、在宅医療・介護連携推進事業等の地域支援事業等において、介護予防に資する取組、小規模多機能型居宅介護事業所以外の事業所又は医療機関と連携等を行っている。	☐ 該当	
☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	総合マネジメント体制強化加算(Ⅱ)	利用者の心身の状況・その家族を取り巻く環境の変化に応じ、随時、介護支援専門員、准看護師、看護師、介護職員その他の関係者が共同し、小規模多機能型居宅介護計画の見直しを行っている	☐ 該当	
			利用者の地域における多様な活動が確保されるよう、日常的に地域住民と交流を図り、利用者の状態に応じて、地域の行事や活動等に積極的に参加している	☐ 該当	
	☐ 有 ☐ 無	生活機能向上連携加算(Ⅰ)	介護支援専門員が、指定訪問リハビリテーション事業所等の医師、理学療法士等の助言に基づき、生活機能の向上を目的とした小規模多機能型居宅介護計画を作成している	☐ 該当	
			当該小規模多機能型居宅介護計画に基づく指定小規模多機能型居宅介護を行ったとき、初回の当該指定小規模多機能型居宅介護が行われた日の属する月に加算している	☐ 該当	

各種加算等自己点検シート

届出状況	算定状況	点検項目	点検事項	点検結果	備考
	☐ 有 ☐ 無	生活機能向上連携加算(Ⅱ)	利用者に対して、指定訪問リハビリテーション事業所等の医師、理学療法士等が、指定訪問リハビリテーション、指定通所リハビリテーション等の一環として当該利用者の居宅を訪問している	☐ 該当	
			利用者の居宅訪問に介護支援専門員が同行している	☐ 該当	
			介護支援専門員が、当該医師、理学療法士等と利用者の身体の状態等の評価を共同して行い、かつ生活機能の向上を目的とした小規模多機能型居宅介護計画を作成している	☐ 該当	
			当該医師、理学療法士等と連携し、当該計画に基づく指定小規模多機能型居宅介護が行われた月の属する月以降3月の間、1月につき加算している	☐ 該当	
			生活機能向上連携加算(Ⅰ)を算定していない	☐ 該当	
	☐ 有 ☐ 無	口腔・栄養スクリーニング加算	従業者が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態について確認を行い、当該利用者を担当する介護支援専門員に提供している	☐ 該当	
			従業者が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の栄養状態について確認を行い、当該利用者を担当する介護支援専門員に提供している	☐ 該当	
			当該事業所以外で、既に口腔・栄養スクリーニング加算を算定していない	☐ 該当	
			定員超過利用、人員基準欠如に該当していない	☐ 該当	
☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	科学的介護推進体制加算	利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を、LIFEを用いて厚生労働省に提出している。	☐ 該当	
			必要に応じて小規模多機能型居宅介護計画を見直すなど、小規模多機能型居宅介護の提供に当たって、前記に規定する情報その他小規模多機能型居宅介護を適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用している。	☐ 該当	

各種加算等自己点検シート

届出状況	算定状況	点検項目	点検事項	点検結果	備考
☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	生産性向上推進体制加算共通	(1)利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員に負担軽減に資する方策を検討するための委員会において、次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認している ア 業務の効率化及び質の向上又は職員の負担の軽減に資する機器(以下、「介護機器」)を活用する場合における利用者の安全及びケアの質の確保 イ 職員の負担の軽減及び勤務状況への配慮 ウ 介護機器の定期的な点検 エ 業務の効率化及び質の向上並びに職員の負担軽減を図るための職員研修	☐ 該当	委員会は3月に1回以上開催すること。
☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	生産性向上推進体制加算(I)	(2)上記の取組及び介護機器の活用による業務効率化及びケアの質の確保並びに職員の負担軽減に関する実績がある	☐ 該当	
			(3)介護機器を複数種類活用している ※以下の介護機器をすべて使用している ・見守り機器【すべての居室に設置している】 ・インカム等【同一の時間帯に勤務する全ての介護職員が使用している。】 ・介護記録作成の効率化に資するICT機器【複数の機器の連携も含め、データの入力から記録・保存・活用までを一体的に支援するものに限る】	☐ 該当	
			(4)当該委員会において、職員の業務分担の明確化等による業務の効率化及びケアの質の確保並びに負担軽減について必要な検討を行い、当該検討を踏まえ、必要な取り組みを実施し、及び当該取組の実施を定期的に確認している。	☐ 該当	
			(5)事業年度ごとに(1)、(3)及び(4)の取組に関する実績を厚生労働省に報告している。	☐ 該当	

各種加算等自己点検シート

届出状況	算定状況	点検項目	点検事項	点検結果	備考
☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	(2)介護機器を活用している ※以下の介護機器のうち、1つ以上を使用している ・見守り機器 ・インカム等【同一の時間帯に勤務する全ての介護職員が使用している。】 ・介護記録作成の効率化に資するICT機器【複数の機器の連携も含め、データの入力から記録・保存・活用までを一体的に支援するものに限る】	☐ 該当	
			(3)事業年度ごとに(1)及び(2)の取組に関する実績を厚生労働省に報告している	☐ 該当	
☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	従業者に対し、従業者ごとに研修計画を作成し、研修(外部における研修を含む)を実施又は実施を予定している	☐ 該当	
			利用者に関する情報や留意事項の伝達又は従業者の技術指導を目的とした会議を定期的に開催している	☐ 該当	
			次のいずれかに適合すること ア 介護従業者(看護師又は准看護師であるものを除く)の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の70以上である イ 介護従業者(看護師又は准看護師であるものを除く)の総数のうち、勤続年数10年以上の介護福祉士の占める割合が100分の25以上である	☐ 該当	
			定員超過利用、人員基準欠如に該当していない	☐ 該当	
			サービス提供体制強化加算(Ⅱ)又は(Ⅲ)を算定していない	☐ 該当	

各種加算等自己点検シート

届出状況	算定状況	点検項目	点検事項	点検結果	備考
☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	従業者に対し、従業者ごとに研修計画を作成し、研修(外部における研修を含む)を実施又は実施を予定している	☐ 該当	
			利用者にに関する情報や留意事項の伝達又は従業者の技術指導を目的とした会議を定期的に開催している	☐ 該当	
			介護従業者(看護師又は准看護師であるものを除く)の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の50以上である	☐ 該当	
			定員超過利用、人員基準欠如に該当していない	☐ 該当	
			サービス提供体制強化加算(Ⅰ)又は(Ⅲ)を算定していない	☐ 該当	
☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	従業者に対し、従業者ごとに研修計画を作成し、研修(外部における研修を含む)を実施又は実施を予定している	☐ 該当	
			利用者にに関する情報や留意事項の伝達又は従業者の技術指導を目的とした会議を定期的に開催している	☐ 該当	
			次のいずれかに適合すること ア 介護従業者(看護師又は准看護師であるものを除く)の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の40以上である イ 介護従業者の総数のうち、常勤職員の占める割合が100分の60以上である ウ 介護従業者の総数のうち、勤続年数7年以上の者の占める割合が100分の30以上である	☐ 該当	
			定員超過利用、人員基準欠如に該当していない	☐ 該当	
			サービス提供体制強化加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)を算定していない	☐ 該当	
☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	次に掲げる基準のいずれにも適合	☐ 該当	
			1 介護職員処遇改善加算の算定額を上回る介護職員の賃金改善を実施している	☐ 該当	
			2 1の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他を記載した介護職員処遇改善計画書を作成し、市に届け出ている	☐ 該当	

各種加算等自己点検シート

届出状況	算定状況	点検項目	点検事項	点検結果	備考
		介護職員等処遇改善加算 (Ⅰ)【続き】	3 次に掲げる基準のいずれにも適合	☐ 該当	
			(1)【月額賃金改善要件Ⅰ】 加算Ⅳの加算額の2分の1以上に相当する額以上を、基本給又は毎月支払われる手当(以下「基本給等」という。)の改善に充てている	☐ 該当	令和7年度から適用
			(2)【月額賃金改善要件Ⅱ】 令和6年5月31日時点で、旧処遇改善加算を算定し、かつ、旧ベースアップ等加算を算定していない事業所が、令和8年3月31日までに新規に加算ⅠからⅣまでのいずれかを算定する場合は、仮に旧ベースアップ等加算を算定する場合に見込まれる加算額の3分の2以上の基本給等の引上げを実施している	☐ 該当	旧ベースアップ等加算未算定の場合のみ適用
			(3)【キャリアパス要件Ⅰ】(任用要件・賃金体系の整備等) 次に掲げる要件の全てに適合 ア 介護職員の任用の際における職位、職責又は職務内容等の要件を定めている イ アに掲げる職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系について定めている ウ ア及びイの内容について就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての介護職員に周知している	☐ 該当	令和7年度中も年度内に対応することの誓約で可
			(4)【キャリアパス要件Ⅱ】(研修の実施等) 次に掲げる要件の全てに適合 ア 介護職員の資質向上又は資格取得のための支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保している イ アについて、全ての介護職員に周知している	☐ 該当	令和7年度中も年度内に対応することの誓約で可
			(5)【キャリアパス要件Ⅲ】(昇給の仕組みの整備等) 次に掲げる要件の全てに適合 ア 介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期的に昇給を判定する仕組みを設けている イ アの内容について就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての介護職員に周知している	☐ 該当	令和7年度中も年度内に対応することの誓約で可

各種加算等自己点検シート

届出状況	算定状況	点検項目	点検事項	点検結果	備考
		介護職員等処遇改善加算 (Ⅰ)【続き】	(6)【キャリアパス要件Ⅳ】(改善後の年額賃金要件) 「経験・技能のある介護職員」のうち1人以上は、賃金改善後の賃金の見込み額が年額440万円以上である(加算等による賃金改善以前の賃金が年額440万円以上の者を除く。)	☐ 該当	令和7年度は年度内に対応することの制約で可 「介護人材確保・職場環境改善等事業」を申請している場合は、要件を満たすものとする。
			(7)【キャリアパス要件Ⅴ】(介護福祉士の配置等要件) サービス類型ごとに以下の届出を行っている ・ <u>介護老人保健施設、介護医療院、(介護予防)認知症対応型共同生活介護、(介護予防)通所リハビリテーション</u> サービス提供体制強化加算Ⅰ又はⅡを算定している ・ <u>介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設</u> サービス提供体制強化加算Ⅰ又はⅡを算定している、若しくは日常生活継続支援加算Ⅰ又はⅡを算定している ・ <u>(介護予防)特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護</u> サービス提供体制強化加算Ⅰ又はⅡを算定している、若しくは入居継続支援加算Ⅰ又はⅡを算定している ・ <u>(介護予防)短期入所生活介護、(介護予防)短期入所療養介護</u> サービス提供体制強化加算Ⅰ又はⅡを算定していること、若しくは本体施設において旧特定加算Ⅰ又は加算Ⅰの届出がある	☐ 該当	
			(8)【職場環境等要件】 届出に係る計画の期間中に実施する処遇改善(賃金改善を除く。)の内容を全ての介護職員に周知している	☐ 該当	令和6年度は旧3加算の要件を継続
			4 事業年度ごとに介護職員処遇改善実績報告書を作成し、市に提出している	☐ 該当	
			5 賃金改善を行う方法等について計画書を用いて職員に周知するとともに、就業規則等の内容についても職員に周知している	☐ 該当	
			6 労働基準法等を遵守している	☐ 該当	
			☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	介護職員等処遇改善加算 (Ⅱ)

各種加算等自己点検シート

届出状況	算定状況	点検項目	点検事項	点検結果	備考
☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	加算(Ⅰ)の1から2、4から6に加え、3(1)から(5)及び(8)の要件をすべて満たしている	☐ 該当	
☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	加算(Ⅰ)の1から2、4から6に加え、3(1)から(4)及び(8)の要件をすべて満たしている	☐ 該当	